

昭和三十一年労働省令第十七号

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）を実施するため、及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）の規定に基づき、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則を次のように定める。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者の名称）

第一条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「法」という。）第五条の規定により指名された者の名称は、労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者は労働者災害補償保険審査参与とし、雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者は雇用保険審査参与とし、それぞれ当該都道府県の名を冠する。

2 法第三十六条の規定により指名された者の名称は、労働保険審査会参与とする。

（審査請求書又は再審査請求書）

第二条 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（以下「令」という。）第四条に規定する審査請求書の様式は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十八条第一項の規定による審査請求の場合にあつては様式第一号とし、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十九条第一項の規定による審査請求の場合にあつては様式第二号とする。

2 令第二十四条に規定する再審査請求書の様式は、労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第三号とし、雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第四号とする。

（審理のための処分申立書）

第三条 令第十三条第二項又は第三十条第一項に規定する審理のための処分の申立書の様式は、様式第五号とする。

（証票）

第四条 法第十五条第三項の規定により労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官が携帯すべき証票の様式は、様式第六号又は様式第七号とする。

2 法第四十六条第三項の規定により審査員が携帯すべき証票の様式は、様式第八号とする。

（電磁的記録に記録された事項の表示方法）

第四条之二 法第十六条の三第一項（法第五十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による電磁的記録に記録された事項の表示は、紙面又は出力装置の映像面に表示する方法によつて行うものとする。

（費用の弁償）

第五条 令第十四条第一項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、法第十五条第一項第一号若しくは第二項又は法第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた審査請求人、再審査請求人又は代理人に対して支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料（以下この項において「鉄道賃等」という。）にあつては実費額とし、日当にあつては一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）（以下「行政職俸給表（一）」という。）の二級の職務にある者が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）以下「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける額と同一とする。ただし、鉄道賃等の実費額が、行政職俸給表（一）の二級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける額を超えるときは、鉄道賃等の額は、当該旅費法の規定に基づいて受ける額と同一とする。

2 令第十四条第一項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、法第十五条第一項第一号若しくは第二項又は法第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた参考人又は法第十五条第一項第三号若しくは法第四十六条第一項第三号の鑑定人に対して支給する旅費の額は、行政職俸給表（一）の二級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料の額と同一とする。

3 令第十四条第三項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する鑑定人に対して支給する鑑定料の額は、鑑定の際の難易の程度その他の事情を勘案して、労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求の場合にあつては当該労働者災害補償保険審査官が、雇用保険法第六十九条第一項の規定による審査請求の場合にあつては当該雇用保険審査官が、再審査請求の場合にあつては労働保険審査会（以下「審査会」という。）が、それぞれ、定める額とする。

4 費用の弁償は、労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による審査請求の場合にあつては当該労働者災害補償保険審査官又は当該雇用保険審査官の置かれていた都道府県労働局長が、再審査請求の場合にあつては厚生労働省大臣官房会計課長が、それぞれ、支給するものとする。

（収入印紙を貼付するための書面）

第五条之二 令第十四条の五第二項（令第三十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める書面は、様式第五号の二とする。

（送付に要する費用の納付方法）

第五条之三 令第十四条の七（令第三十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法
- 二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十六条の三第一項（法第五十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法
- （手続の受継のための文書）

第六条 令第十五条第一項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する手続の受継のための文書の様式は、様式第九号とする。

第七条 削除

（決定又は裁決の更正の申立書）

第八条 令第十八条第二項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する決定又は裁決の更正の申立書の様式は、様式第十号とする。

(参加の申立書)

第九条 令第二十六条に規定する参加の申立書の様式は、様式第十一号とする。

(審理の非公開の申立書)

第十条 令第二十八条の審理の非公開の申立ての文書の様式は、様式第十二号とする。

(映像等の送受信による通話の方法による審理)

第十条の二 審査会は、審理を行う場合において、再審査請求人が遠隔の地に居住しているときその他審査会が相当と認めるときは、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、審理を行うことができる。

2 前項に規定する方法により審理を行う場合には、当事者又はその代理人の意見を聴いて、当事者又はその代理人を当該審理に必要な装置の設置された場所であつて審査会が相当と認める場所に出席させてこれを行う。

3 第一項に規定する方法により審理を行う場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の審理の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

4 第一項に規定する方法により審理を行つたときは、その旨及び当事者又はその代理人が出席した場所を調書に記載しなければならない。

(調書の閲覧)

第十一条 法第四十七条第二項の規定により調書を閲覧する者は、審査会に、次に掲げる事項を記載した様式第十三号による文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一 事件の表示

二 閲覧請求の理由

三 閲覧請求の年月日

四 閲覧請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

2 前項の規定により調書を閲覧する者は、前項に規定するもののほか、場所、時間その他閲覧に関し審査会の定めるところにより、閲覧しなければならない。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 労働者災害補償保険審査官及び労働者災害補償保険審査会に係る証拠調の費用の支払及び審査のために要した費用の弁償に関する省令(昭和二十七年労働省令第二十九号)は、廃止する。

附 則 (昭和五年六月一日労働省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五年七月一日労働省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年五月一日から施行する。)

附 則 (昭和三十七年九月二九日労働省令第二〇号)

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三十八年三月三〇日労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年六月二五日労働省令第一六号)

この省令は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四十二年六月三〇日労働省令第一八号)

この省令は、昭和四十二年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四十二年二月二六日労働省令第三二号)

この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四十五年四月二二日労働省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第五条第三項の規定は、昭和四十五年四月一日以後にさせることとした鑑定に係る鑑定料について適用し、同日前にさせることとした鑑定に係る鑑定料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十七年五月一五日労働省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月二五日労働省令第六号)

この省令は、雇用保険法の施行の日(昭和五十年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和五一年五月一〇日労働省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第五条第三項の規定は、昭和五十一年四月一日以後にさせることとした鑑定に係る鑑定料について適用し、同日前にさせることとした鑑定に係る鑑定料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十六年五月二十八日労働省令第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（昭和五十六年六月八日）から施行する。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第十条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第二条第一項及び第二項並びに第五条第四項の規定は、旧炭鉱離職者法第八条第一項、第九条第一項又は第九条の二第一項若しくは第二項の規定による炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者については、なおその効力を有する。

附 則 (昭和五十七年四月六日労働省令第二二二号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第五条第三項の規定は、昭和五十七年四月一日以後にさせることとした鑑定に係る鑑定料について適用し、同日前にさせることとした鑑定に係る鑑定料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年二月二二日労働省令第二五五号) 抄

(施行期日等)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第五条第一項の改正規定（「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める部分に限る。）及び第二条中産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第二条第一項の改正規定（「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める部分に限る。）は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月一三日労働省令第三六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第五条第三項及び第四項の規定（以下この条において「旧審査会規則の規定」という。）は、旧港湾労働法（昭和四十年法律第二十号）第六十五条第一項の規定による審査請求については、なおその効力を有する。この場合において、旧審査会規則の規定中「港湾労働法」とあるのは、「旧港湾労働法」とする。

附 則 (平成元年七月二二日労働省令第二六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年六月一〇日労働省令第二八八号)

この省令は、平成八年六月十一日から施行する。

附 則 (平成八年六月二六日労働省令第二九二号)

この省令は、平成八年七月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三二日労働省令第一七二号)

この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月三二日労働省令第四一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

第五条 第二条の規定による改正前の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第三条の規定による改正前の職業安定法施行規則第三十三条第二項の規定による証明書、第八条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第四条の規定による証票、第二十六条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第七十八条の規定による証票、第三十一条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第三十四条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第五十二条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第四百四十四条の規定による証明書、第七十条の規定による改正前の女性労働基準規則第四条の規定による改正前の港湾労働法施行規則第四十五条第二項の規定による証明書は、当分の間、第二条の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第三条の規定による改正後の職業安定法施行規則第三十三条第二項の規定による証明書、第八条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第四条の規定による証票、第二十六条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則第七十八条の規定による証票、第三十一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第三十四条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第五十二条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第四百四十四条の規定による証明書、第七十条の規定による改正後の女性労働基準規則第四条の規定による改正後の港湾労働法施行規則第四十五条第二項の規定による証明書とみなす。

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則 (平成十三年三月二三日厚生労働省令第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第九七号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年二月二八日厚生労働省令第一六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年二月三日厚生労働省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二五日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行の際現にある第五条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則様式第一号、様式第二号、様式第三号、様式第四号、様式第五号、様式第九号、様式第十号、様式第十一号、様式第十二号及び様式第十三号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要なと認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年二月二三日厚生労働省令第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

労働保険審査請求書

一 審査請求人の

住所又は居所
氏名

審査請求人が法人であるときは

住所
名称
代表者の住所又は居所
代表者の氏名

二 代理人によつて審査請求をするときは、代理人の

住所又は居所
氏名

三 原処分を受けた者の

住所又は居所
氏名又は名称

四 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

五 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた事業場の

所在地
名称

六 審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

七 原処分をした労働基準監督署長名

八 原処分のあつたことを知つた年月日

九 審査請求の趣旨

有無
内容

十 原処分をした労働基準監督署長の教示の

十一 証拠(審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由)

十二 法第八条第一項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

右のとおり審査請求をする。

令和

年

月

日

審査請求人氏名

〔法人であるときは、名称及び代表者の氏名〕
〔代理人によるときは、代理人の氏名〕

様式第一号(第二条関係)

労働者災害補償保険審査官 殿

様式第二号(第二条関係)

労働保険
炭鉱離職者に対する特別措置
審査請求書

一 審査請求人の

審査請求人が法人であるときは

住所又は居所
氏名

名称
代表者の住所又は居所
代表者の氏名

二 代理人によつて審査請求をするときは、代理人の

住所又は居所
氏名

住所又は居所
氏名又は名称

三 原処分を受けた者の

四 審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者との関係

五 原処分をした公共職業安定所又は地方運輸局長名

六 原処分のあつたことを知つた年月日

七 審査請求の趣旨

八 審査請求の理由

九 原処分をした公共職業安定所又は地方運輸局長の教示の
内容

十 証拠(審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由)

十一 法第八条第一項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

令和 年 月 日
審査請求人氏名

〔法人であるときは、名称及び代表者の氏名〕
〔代理人によるときは、代理人の氏名〕

雇用保険審査官 殿

労働保険再審査請求書

一 再審査請求人の

住所又は居所
氏名

再審査請求人が法人であるときは

住所
名称
代表者の住所又は居所
代表者の氏名

二 代理人によつて再審査請求をするときは、代理人の

住所又は居所
氏名

三 原処分を受けた者の

住所又は居所
氏名又は名称

四 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

五 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた事業場の

所在地
名称

六 再審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

七 原処分をした労働基準監督署長名

八 原処分があつたことを知つた年月日

九 決定をした労働者災害補償保険審査官の氏名

十 決定書の謄本の送付を受けた年月日

十一 再審査請求の趣旨

十二 再審査請求の理由

十三 決定をした労働者災害補償保険審査官の教示の

有無
内容

十四 証拠(審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由)

十五 法第三十八条第一項に規定する期間の経過後において再審査請求をする場合には、同項ただし書に規定する正当な理由

右のとおり再審査請求をする。

令和 年 月 日

再審査請求人氏名

〔法人であるときは、名称及び代表者の氏名〕
〔代理人によるときは、代理人の氏名〕

労働保険審査会会長 殿

様式第三号(第二条関係)

様式第四号(第二条関係)

- 労働保険
炭鉱離職者に対する特別措置
再審査請求書
- 一 再審査請求人の
住所又は居所
氏名
- 再審査請求人が法人であるときは
住所
名称
代表者の住所又は居所
代表者の氏名
- 二 代理人によつて再審査請求をする
ときは、代理人の
住所又は居所
氏名
- 三 原処分を受けた者の
住所又は居所
氏名又は名称
- 四 再審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原
処分を受けた者との関係
- 五 原処分をした公共職業安定所又は地方運輸局の長名
- 六 原処分があつたことを知つた年月日
- 七 決定をした雇用保険審査官の氏名
- 八 決定書の謄本の送付を受けた年月日
- 九 再審査請求の趣旨
- 十 再審査請求の理由
- 十一 決定をした雇用保険審査官の教
示の
内容 有 無
- 十二 証拠(審理のための処分を必要とするときは、処分の内容
並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由)
- 十三 法第三十八条第一項に規定する期間の経過後において再審
査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正
当な理由
- 右のとおり再審査請求をする。
- 令和 年 月 日
- 再審査請求人氏名
〔法人であるときは、名称及び代表者の氏名〕
〔代理人によるときは、代理人の氏名〕
- 労働保険審査会会長 殿

様式第五号(第三条関係)

審理のための処分の申立書

一 事件の表示

二 (1) 審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人、再審査請求人又は参考人の
氏名又は名称
住所又は居所

(2) 提出を命ずべき文書その他の物件の
所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称
表示
右の者の住所又は居所

(3) 鑑定の対象の表示

(4) (イ) 立ち入るべき事業
名称
所在地
所その他の場所の

(ロ) 質問すべき事業主、従業者その他の関係者の氏名
検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

(5) 診断を受けるべきことを命ずべき労働者の
氏名
住所又は居所

三 申立ての趣旨及び理由

右のとおり審理のための処分を申し立てる。

令和 年 月 日

申立人
住所又は居所
氏名

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)
殿

様式第五号の二(第五条の二関係)

入紙	収入印
----	-----

- 一 交付実施申立書
対象文書又は対象電磁的記録を特定するに足りる事項
 - 二 対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法
 - 三 送付による交付を求める場合にあつては、その旨
- 右のとおり交付の実施を申し立てる。
- 令和 年 月 日

申立人
住所又は居所
氏名

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)
殿

様式第六号（第四条関係）

労働保険審査官及び労働保険審査会法抄

第十五条 審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を囑託することができる。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

第五十二条 第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六條第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手續における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手續における当事者は、この限りでない。

労働者災害補償保険審査官証票

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働省印

労働者災害補償保険審査官 氏

名

（裏面）

〔縦 八・五センチメートル
横 六・五センチメートル〕

（表面）

様式第七号（第四条関係）

労働保険審査官及び労働保険審査会法抄

第十五条 審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

二 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を囑託することができる。

三 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

第五十二条 第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六條第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手續における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手續における当事者は、この限りでない。

（裏面）

縦 八・五センチメートル
横 六・五センチメートル

雇用保険審査官証票

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働省印

雇用保険審査官 氏

名

（表面）

様式第八号（第四条関係）

労働保険審査官及び労働保険審査会法抄

第四十六条 審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者若しくは第三十六条の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 審査会は、審査員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

第五十二条 第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六條第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手續における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手續における当事者は、この限りでない。

（裏面）

縦 八・五センチメートル
横 六・五センチメートル

労働保険審査会審査員証票

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働省印

労働保険審査会
審査員 氏

名

（表面）

様式第九号（第六条関係）

手続受継届

一 事件の表示

二 受継の理由

三 受継の年月日

右のとおり手続の受継をしたので届ける。

令和 年 月 日

承継人
住所又は居所
氏名

殿

様式第十号(第八条関係)

決定
更正申立書
裁決

- 一 事件の表示
- 二 申立ての趣旨及び理由

右のとおり決定の更正の申立てをする。
裁決

令和 年 月 日

申立人
住所又は居所
氏名

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)
殿

様式第十一号（第九条関係）

参加申立書

- 一 事件の表示
 - 二 申立ての趣旨及び理由
 - 三 証拠（審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由）
- 右のとおり参加の申立てをする。

令和 年 月 日

申立人 } 住所又は居所
氏名

（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）
労働保険審査会会長殿

様式第十二号（第十条関係）

審理非公開申立書

一 事件の表示

二 申立ての趣旨

右のとおり審理の非公開の申立てをする。

令和 年 月 日

申立人 } 住所又は居所
氏名

（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）
労働保険審査会会長殿

調書閲覧請求書

一 事件の表示

二 閲覧請求の理由

右のとおり調書の閲覧請求をする。

令和 年 月 日

閲覧請求人 住所又は居所
氏名

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)
労働保険審査会会長殿